

ペットボトルの再商品化

8市町村（帯広市、音更町、芽室町、中札内村、更別村、幕別町、池田町、豊頃町）で収集されたガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装は、十勝圏複合事務組合（以下「組合」という）が資源ごみの中間処理業務を委託している「十勝リサイクルプラザ（第1工場）」に搬入されます。同工場において種類別に選別・圧縮・保管業務を行い、それぞれの再商品化を行う再商品化事業者へ引渡しています。

資源ごみの再商品化は2つの方法があります。

- ・指定法人ルート・・・組合が公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に再商品化を委託
- ・独自ルート・・・組合が再商品化事業者と直接契約し、再商品化を委託

組合では資源ごみの内ペットボトルの再商品化を指定法人のほか、独自ルートでも行っています。

【独自ルート】

- ・ペットボトルを引渡した事業者・・・(株)ウィンクリン第2工場
帯広市西23条北4丁目6番地
- ・再商品化製品・・・再生ペットフレーク（ボトルtoボトルのほか、
繊維、卵ケース等のシート材の原材料）

資源ごみの選別業務等を行っている十勝リサイクルプラザ（第1工場）を運営している第三セクターの(株)ウィンクリンに引渡されたペットボトルは同社の第2工場にて破砕・選別・洗浄・脱水・乾燥を経て、繊維や卵ケース等のシート材の原料となる再生ペットフレークに再商品化されます。再生ペットフレークの売却先は資源の国内循環を図るべく、主に国内の再商品化企業としています。

再商品化された再生ペットフレークの売上金は必要経費控除後、十勝リサイクルプラザ（第1工場）の運営費（委託料）の一部にあてられます。

引渡し量内訳

年度 \ 区分	指定法人（t）	独自処理（t）	計（t）
令和5年度	160	937	1,097
令和6年度	160	917	1,077
令和7年度	160	917	1,077